

令和 2 年度 小笠原諸島の振興開発に 関して講じた施策

小笠原諸島振興開発特別措置法第 49 条の規定に基づき、令和 2 年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、国土交通大臣が小笠原諸島振興開発審議会に報告するもの。

令和 3 年 6 月 29 日

【目次】

第1 令和2年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策

〔小笠原諸島振興開発特別措置法第49条の規定に基づき、令和2年度に講じた小笠原諸島の振興開発に関する施策について、国土交通大臣から報告〕

1	土地の利用	1
2	道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保	
(1)	港湾	1
(2)	航路・航空路	3
(3)	道路・島内交通	4
(4)	情報通信	7
(5)	人の往来等に要する費用の低廉化	7
3	地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発	
(1)	農業	8
(2)	水産業	10
(3)	商工業	13
(4)	先端技術の導入及び生産性の向上	13
(5)	他産業との連携	16
4	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	16
5	住宅及び生活環境の整備	
(1)	住宅	17
(2)	簡易水道	17
(3)	生活排水処理	19
(4)	ごみ処理	21
6	保健衛生の向上	21
7	医療の確保	22
8	高齢者の福祉その他の福祉の増進	24
(1)	高齢者・障害者福祉	24
(2)	児童福祉	24
(3)	地域福祉	26
9	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止	
(1)	自然環境の保全・再生	27
(2)	自然公園	28
(3)	都市公園	28
(4)	海岸漂着物対策	31
(5)	公害の防止	31

1 0	再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給	3 2
1 1	防災及び国土保全に係る施設の整備	
(1)	防災対策	3 3
(2)	国土保全対策	3 3
1 2	教育及び文化の振興	
(1)	教育	3 4
(2)	文化・スポーツ	3 7
1 3	観光の開発	
(1)	観光資源の開発と観光振興	3 8
(2)	観光業と他産業の連携強化	4 0
1 4	国内及び国外の地域との交流の促進	4 0
1 5	振興開発に寄与する人材の確保及び育成	4 1
1 6	振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間 における連携及び協力の確保	4 1
1 7	帰島を希望する旧島民の帰島の促進	4 1

1 土地の利用

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に30余りの島々が散在しており、平地が少ないうえ、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

また、昭和19年の強制疎開により、長い期間、帰島を許されなかったという歴史的背景から、その後も帰島できていない旧島民等の不在地主が多数存在するなどの問題がある。

このため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させるなど、土地の有効活用を図っている。

<令和2年度の主な取組>

- 国土調査法に基づき、地籍調査を二子・小曲地区（いずれも父島）において実施【都・村】
- 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進【村】

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(1) 港湾

本土から約1,000km離れて位置する小笠原諸島において、港湾施設は住民生活の維持、産業の振興等に必要不可欠であり、復帰以降、施設整備や改良が着実に進められてきている。

<令和2年度の主な取組>

- 施設の老朽化に対応するための岸壁改良及びははじま丸の新造船の就航に対応するための港湾整備を実施【都】[小笠原諸島振興開発事業費補助金（以下、「振興開発補助金」という。）]（図1）
- 沖港の沖防波堤の整備計画方針について検討を実施【都】

1 事業概要

父島の二見港の「おがさわら丸」が接岸する岸壁(-7.5m)について、老朽化対策に係る岸壁の改良を実施した。

母島の沖港の泊地について、新「ははじま丸」(平成28年7月就航)の規格に対して深さが不足している部分が残っているため、浚せつを実施した。

2 事業主体 : 東京都



(2) 航路・航空路

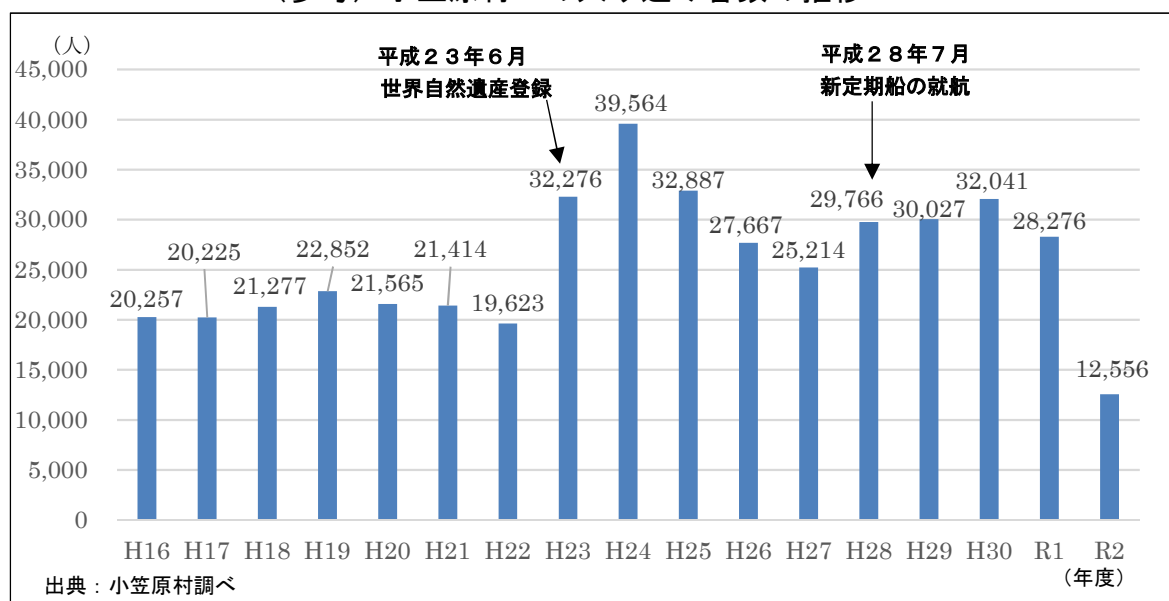
小笠原諸島父島と本土とを定期的に結ぶ交通アクセスは「おがさわら丸」に限られ、母島への交通手段は父島・母島間を結ぶ「ははじま丸」が唯一の定期航路である。これまで、唯一の定期貨客船として、住民や来島者の輸送はもとより、生活物資などの必需品の運搬も担っており、安定的な住民生活を支えてきた。

「おがさわら丸」及び「ははじま丸」は、多様化するニーズ、世界自然遺産登録による乗船客の増加、経年劣化の進行への対応、並びに住民の生活安定のため、大型化・快適化された新造船が平成 28 年 7 月に就航した。

<令和 2 年度の主な取組>

- おがさわら丸のドック期間中の代替船として小笠原航路に就航できるよう建造費の一部補助を実施したさるびあ丸（東海汽船株式会社）が、令和 2 年 6 月に竣工（小笠原航路には令和 3 年 5 月に就航）【国・都・村】
- 定期船の運航スケジュールや快適性・利便性向上に係る事項について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しつつ、運航事業者と協議を実施【村】

(参考) 小笠原村への入り込み客数の推移



航空路については、関係者間の円滑な合意形成を図るため、平成 20 年 2 月に東京都と小笠原村で「小笠原航空路協議会」を設置し、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、費用対効果、運航採算性等の調査・検討を行っている。(平成 31 年 3 月の第 8 回小笠原航空路協議会から、国土交通省国土政策局長が新たに委員として参加)

<令和 2 年度の主な取組>

- 航空路については、引き続き PI*の実施に向けた調査等を実施【都】
※PI (パブリック・インボルブメント: Public Involvement)
政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。
- 令和 2 年度は、東京都において、令和元年度に実施した地質調査、測量調査等の結果を踏まえ、飛行場の基本構造や工法等の実現性を確認するための調査等を進め

るとともに、引き続き気象・海象などの調査や小笠原において運用可能な航空機に関する調査を実施し、その内容について関係者間で情報を共有【国・都・村】

(3) 道路・島内交通

都道は、集落と港など主要施設を結ぶ重要な幹線道路であり、日常生活や観光での通行に加え、災害時や緊急時には避難道路としても利用されている。

村道については、住民の身近な生活道路として、集落内及び集落周辺を中心に整備されている。

<令和2年度の主な取組>

- **道路の安心・安全の確保のため、道路災害防除及び拡幅整備を実施【都】** [振興開発補助金] (図2)

<道路災害防除>

父島 (吹上谷)、母島 (蝙蝠谷)

<拡幅整備>

母島 (猪熊谷) : 拡幅整備 L=60m

- 津波等被災時における集落の分断を防止することを目的とした清瀬奥村線 (父島) (以下「防災道路」という。) のルートと基本構造を決定【都】
- 防災道路の早期事業着手に向け、予備設計、地質調査、環境調査を実施【都】
- 猪熊谷 (母島) において、自然環境の保全を図りつつ事業を進めるため、環境調査や専門家会議 (2回) を実施【都】
- **道路の安心・安全の確保のため、村道の補修工事等を実施【村】** [振興開発補助金] (図3)
 - ・父島東町3、5号線、西町2号線の排水性舗装 (150m)
 - ・危険度レベルⅢの父島清瀬トンネルについて補修が完了

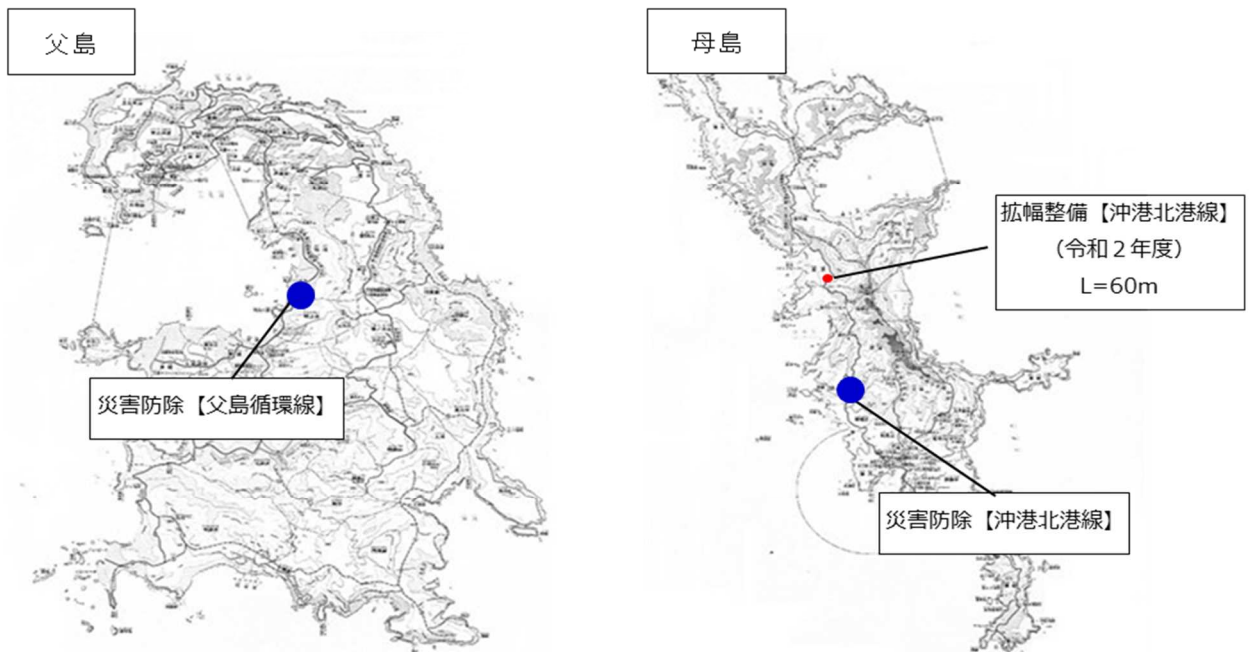
1 事業概要

都道は、父島、母島ともに、島の幹線道路として安全かつ円滑な交通網及び島内の観光ルートの実現に必要な施設である。

しかしながら、場所によっては狭隘であり、見通しが悪く、相互交通が困難な箇所が残されており、観光客等が安心して散策できる歩道が未設置の区間も多い。また、台風常襲地域であることから、崖崩れや落石等の恐れがある箇所については、災害を未然に防止するための対策が不可欠である。

令和2年度は、母島の沖港北港線の拡幅整備60m（全292m）を実施した。また、島民や観光客の安心・安全を確保するため、父島の父島循環線、母島の沖港北港線において災害防除事業を実施した。

2 事業主体：東京都



村道における安心・安全の確保

図3

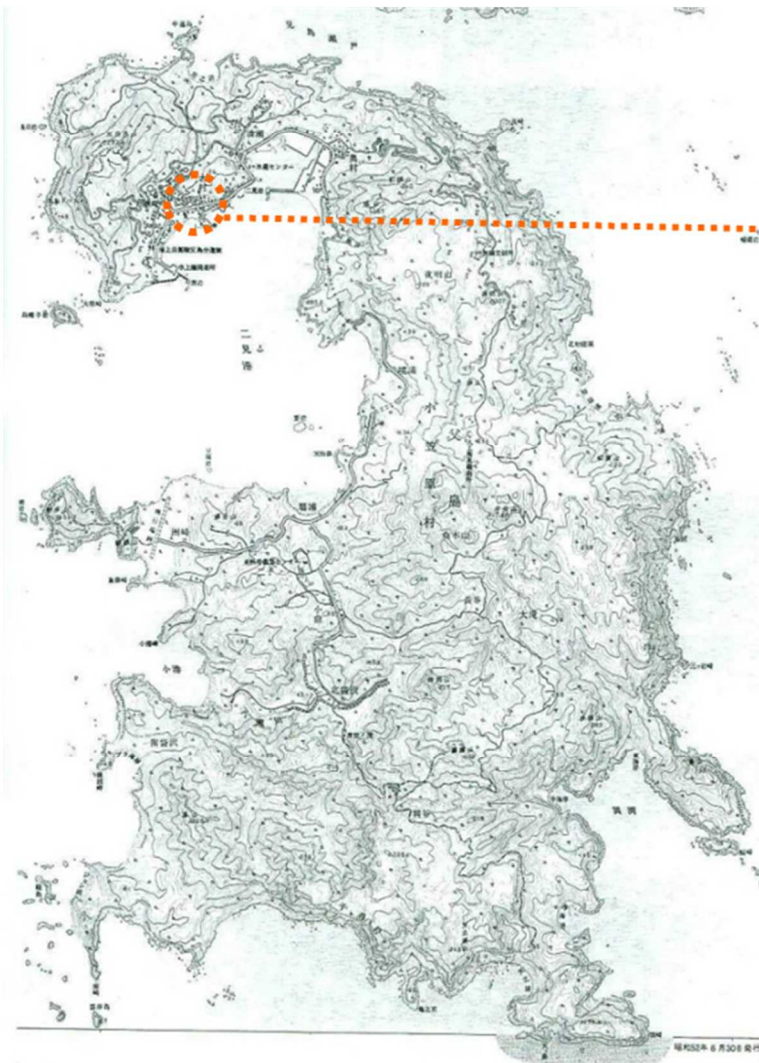
1 事業概要

村道は、集落地域を中心に産業振興・生活基盤道路として、父島に大村奥村地域線、扇浦地域線、母島に沖村地域線の3路線を整備している。また、村民生活と密接した村道の道路台帳を整備し、安全・安定的な村道管理を行い、村民生活の安定、福祉の向上を図っている。

令和2年度は父島における大村奥村地域線東町四、五号線の整備（排水性舗装）及びトンネルの定期点検を行い、緊急車両の通行確保及び歩行者の安全性の向上を図った。

2 事業主体：小笠原村

父島



■ 道路改良（排水性舗装）



(4) 情報通信

小笠原村における支所、診療所等の公共施設を結んでいる既設の光ファイバ網を本土に接続するための東京都の「小笠原海底光ファイバーケーブル敷設による情報基盤整備、保守及び運用事業」により、八丈島・小笠原諸島（父島・母島）間に海底光ファイバーケーブルが敷設され、平成 23 年度からブロードバンドによるインターネット接続や地上波デジタル放送サービスのほか、電子申請サービス等の「公共アプリケーションサービス」も提供されている。

<令和 2 年度の主な取組>

- 海底光ファイバーケーブルにおける情報基盤システムの安定した稼働を確保するため、現行の海底監視装置を中心とした汎用機器等の更改を実施【都】
- 島内のインターネット接続サービスは、平成 19 年から小笠原村が提供してきたが、令和 3 年 1 月以降、NTT 東日本によるフレッツ光サービスの提供に順次移行し、小笠原村のインターネット接続サービスは、令和 3 年 3 月末日に廃止した。
【村】

(5) 人の往来等に要する費用の低廉化

小笠原諸島は本土から約 1,000km 離れているため、人の往来、物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の面で、住民生活の安定や観光産業の振興にとって不利性を有している。

人の往来については、運航事業者等による村民割引などの運賃割引制度が導入されており、利用者の負担軽減を図っている。

物資の流通については、小笠原諸島で販売される生活物資の本土からの海上輸送費に対し、都がその一部を支援し、島内の物価安定を図っている。

また、農水産物の小笠原諸島から本土への輸送費についても、都がその一部を支援し、産業の振興を図っている。

<令和 2 年度の主な取組>

- 島内の生活物資の物価安定のため、本土からの海上輸送費の支援を実施（生活物資輸送費補助）【都】
- 農水産業振興のため、農水産物の本土への輸送費の支援を実施。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う島内生産者への影響を軽減するため、本土と父島間の輸送に係る補助率の時限的引き上げを実施（生産物貨物運賃補助）【都】
- 離島航路運営費等補助金により、本土～父島間及び父島～母島間の航路収支の改善や利用者の負担軽減（離島住民運賃割引）を実施（地域公共交通確保維持改善事業）【国・都】
- 他地域における運賃低廉化の制度等について情報収集を実施【村】

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(1) 農業

小笠原諸島は、年間を通じて亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行われている。

復帰以降、ほ場造成や農道などの農業生産基盤の整備を進めるとともに、各種試験研究や栽培技術指導により、農業生産活動は充実し、農産物の安定生産や農業の担い手の育成・確保を図っている。

<令和2年度の主な取組>

- 農用地等の利用権設定等を促進（新規3件、更新3件、延べ35件）【村】
- 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進【村】（再掲）
- **農業用水の安定供給と漏水対策や安全対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施【都】[振興開発補助金]（図4）**
父島水槽交換工事1基 母島水槽交換工事3基
- 都との協定に基づき、村内の農道を順次、移管を受け自主管理を実施【村】
- **農業被害を抑制するため、アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施【都・村】[振興開発補助金]**
- 亜熱帯農業センター（父島）では、パッションフルーツ高温障害防止対策試験や追肥方法の検討、施設栽培におけるレモンの着色不良果の発生抑制試験を実施。研究成果を生産者に還元し、安定生産を支援【都】
- 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地（露地ほ場、鉄骨ハウス）、蝙蝠谷農業団地（耐風強化型ハウス）を有償で提供【村】
- 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年度より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】
- 営農研修所（母島）では、マンゴーやカンキツ類の接ぎ木や取り木などの技術指導や農業経営に関する研修、巡回指導、特産作物の実証展示を実施【都】
- 意欲が高く就農間もない農業者に対して資金を交付（就農から最長5年間、年間最大150万円）（農業人材力強化総合支援事業費補助金）【国・村】

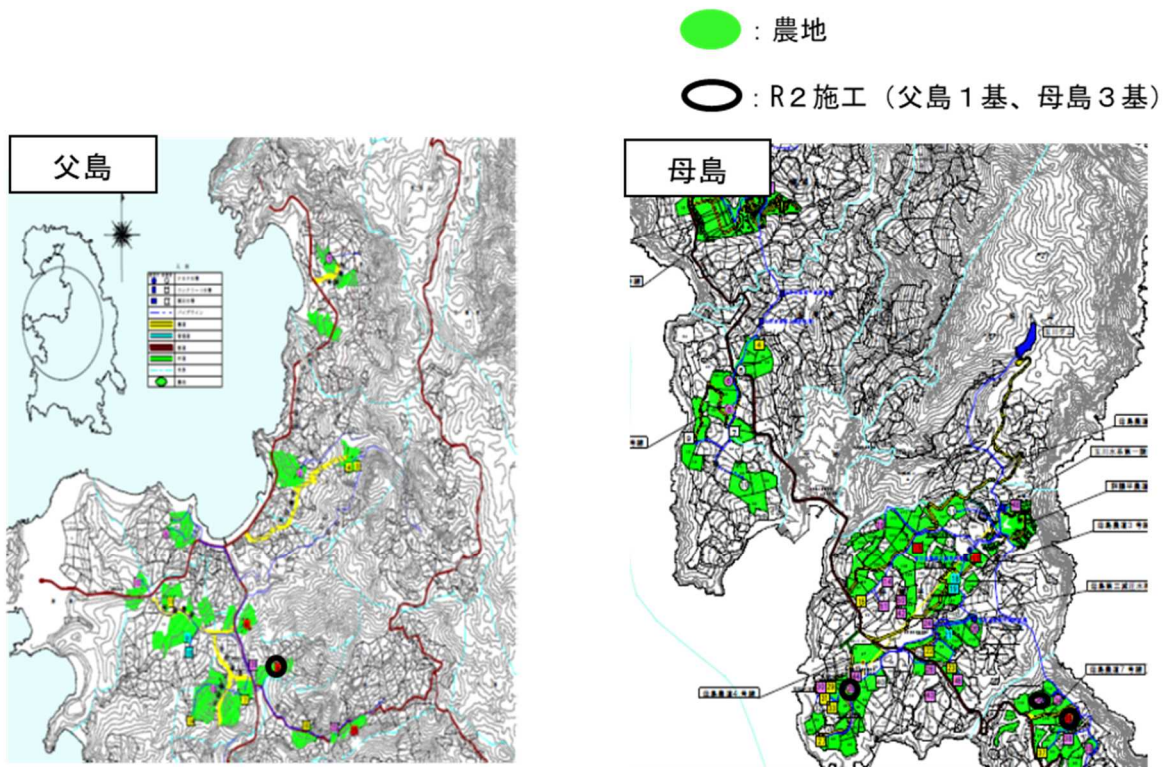
1 事業概要

小笠原村では、農業用水の安定供給を図るため、島内の農業地域にかんがい施設の取水堰、送水管、送水管の末端の水槽を整備しており、島民生活の安定と農業生産の拡大を図っているところである。

送水管の末端には水の安定確保を目的として、20tのFRP製の水槽を設置しているが、設置後40年近くが経過し、経年劣化により漏水が発生している状況であり、更新が必要となっている。

令和2年度は、父島及び母島において水槽4基の交換工事を実施した。

2 事業主体：東京都



既設FRP水槽の交換イメージ



昭和47年に設置され、経年劣化により漏水が発生しているFRP水槽



水槽交換のイメージ (既設コンクリート水槽)

(2) 水産業

小笠原では、広大で豊かな漁場を生かした縦縄漁業や底魚一本釣り漁業などを行っている。漁業の基盤となる漁港の整備は、小笠原諸島の振興開発に不可欠であり、昭和43年に復帰後、小笠原島漁業協同組合が設立されて以降、港湾とともに重点的に整備を進めてきており、第4種漁港として地元漁業者の生活安定に大きく寄与している。そのほか、他県船の避難・休憩・前線基地としての役割等のほか、遊漁船などの観光産業の拠点として利用され、産業振興へ寄与している。

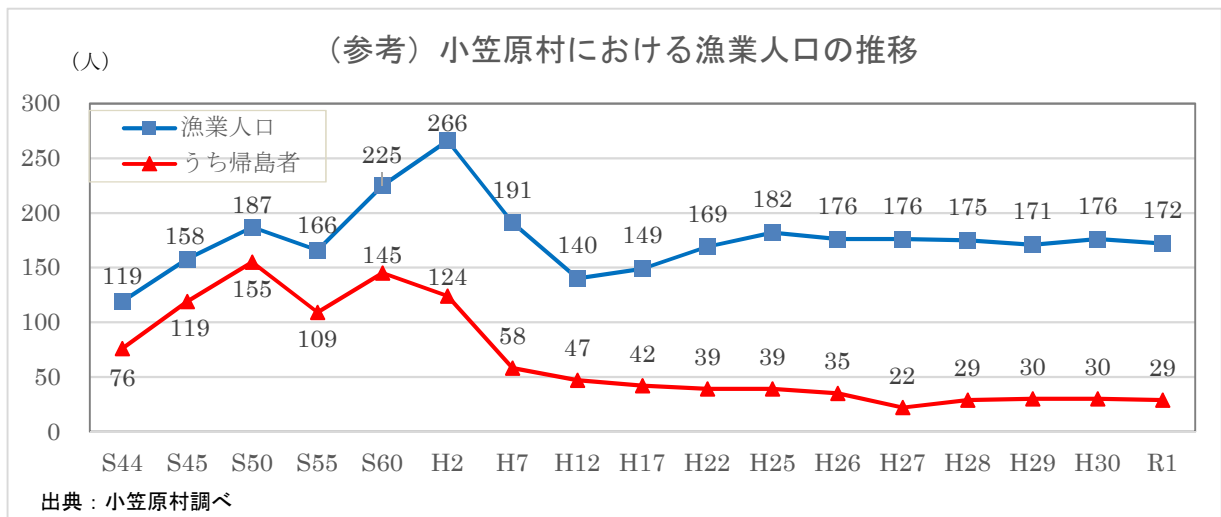
また、水産センター（父島）による各種調査や試験研究成果の普及・指導の充実により、漁業生産活動の進展がみられる。

<令和2年度の主な取組>

- 漁船の安全な避難と円滑な漁業活動を確保するとともに、直背後に位置する漁港施設の津波による被害を軽減するため、二見漁港に防波堤を新設（全70mのうち2m施工）【都】[振興開発補助金]
- 調査指導船「興洋」による海況の把握や試験操業、無線局の維持等により、漁業生産性の向上や操業の安全を通して水産業を振興【都】
- 島外からの漁業就業者の受入れに必要な漁船船員厚生施設の整備に向けた実施設計を実施【都】[振興開発補助金]（図5）
- 離島漁業再生支援交付金（離島の漁業集落が行う離島漁業再生に係る漁場の生産力の向上等）【国】
- 水産センターでは無線局無線設備更新工事を実施し、無線局の無線送受信機及び直流電源装置から成る無線設備の更新を実施【都】[振興開発補助金]（図6）

（参考）密漁船に対する対応

- 中国サンゴ船の違法操業対策（引き続き取締りを実施）【国】
- 韓国・中国等外国漁船操業対策事業（漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分の支援）【国】



母島の漁船船員厚生施設整備

1 事業概要

小笠原村においては、水産業は主要産業の一つであり、これまで漁協では、漁業就業希望者の大半を島外から募集し、漁業後継者として一定期間育成したのち独立させる体制を構築しており、同村における就業者の確保・定着に貢献してきた。更に島内は住宅用地が限られており、公営や民間の住宅は常に満室状態であることから、漁業者寮を整備し、島外からの就業希望者を受け入れてきている。しかしながら現施設は整備から30年以上が経過、老朽化しており、劣悪な住環境から就業を諦める者もいる状況である。

以上のことから、令和2年度は、同宿舎の建替工事にに向けた実施設計を実施した。

2 事業主体：東京都（小笠原母島漁業協同組合への間接補助）

共同利用施設の実実施設計

位置図(母島港)



共同利用施設(イメージ)



漁船船員厚生施設(単身用)の整備

同施設の設置により、漁協による新規就業者の確保・育成が促され、小笠原諸島の特性を生かした産業の振興及び雇用の拡大に寄与

1 事業概要

水産センターは、小笠原海域における水産関連調査研究、普及・指導業務を通じ、同海域における漁業支援を中心とした地域振興に貢献してきたが、今後も地元のニーズをふまえ、上記の取組を継続していかなければならない。そのため、本振興開発事業においては、飼育実験施設をはじめ、調査研究、普及・指導の推進に必要な基盤の一体的な整備を行ってきたところである。

本設備は、小笠原諸島に根拠地を有する漁船のほか、周辺海域において操業している他県船の安全確保と操業支援を目的として、気象情報の通報や遭難信号の傍受等を行うための機器であり、無線送受信機、および直流電源装置で構成されるが、総務省による無線設備規則の改正（平成17年12月1日）にともない、現有送受信機は令和4年11月30日以降不適合となる。また、無線局内無線設備の全てを動作させるために必要な「直流電源装置」（平成16年製造）も、電源装置としての更新時期を過ぎている。そのため、令和2年度は本設備の更新を行った。

2 事業主体：東京都

基地局 (水産センター本館)

無線室 (赤枠内)

送受信機 (無線室内)

直流電源装置 (無線室内)

中継局 (夜明山)

無線室 (赤枠内)

送受信機 (無線室内)

◆気象情報や「興洋」の調査結果の通報
◆遭難信号の傍受

水産センター鉄塔

遭難信号

東京都漁業調査指導船「興洋」

無線局業務のイメージ

(3) 商工業

小笠原村商工会は、島内の商工業者に対して、巡回相談、経理・税務などの指導、各種講習会の開催などの経営改善普及事業を実施し、経営の相談・指導・改善・育成を行っており、都はこの取組を支援している。

また、特産品のブランド化を促進するための他産業との連携に向けた取組が進められている。

<令和2年度の主な取組>

- 商工会が実施する小規模事業者の経営安定化を目的とした経営改善普及事業に対し、補助金による支援を行い、商工会の育成及び経営指導力の向上を推進【都】
- 商工会が実施する講演会や相談会等を支援【村】
- 商工会開催による群馬県内の百貨店での物産展を支援（10月）【村】

(4) 先端技術の導入及び生産性の向上

小笠原諸島における農水産業の振興及び発展については、振興開発事業により、各事業主体が基盤整備や各種試験調査等を行ってきたところである。

その中で、各事業における課題を克服し、より生産性の向上を図るため、先端技術の導入など新たな取組を創意工夫しながら進めている。

<令和2年度の主な取組>

- **ミカンコミバエの再侵入警戒調査を実施し、侵入がないことを確認するとともに、アフリカマイマイ等病害虫防除対策について試験研究を実施【都】[振興開発補助金] (図7)**
 - <トラップ調査>
52ヵ所
 - <果実分解調査>
約5,700個
- **アフリカマイマイや世界自然遺産登録地に適した侵入病害虫等管理技術開発を目的に施設整備された亜熱帯農業センター病害虫実験棟について、令和2年度には改築を実施【都】[振興開発補助金] (図8)**
- **試験研究や実証展示等に必要な育苗棟の施工準備を実施【都】[振興開発補助金]**
- **農業用水の安定供給と漏水対策や安全対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施【都】[振興開発補助金] (再掲)**

1 事業概要

小笠原諸島では、植物防疫法により特殊病虫害に指定されているアフリカマイマイ等の病虫害の防除を実施し、農業生産の安定・向上を図るとともに、昭和60年に根絶が確認されたミカンコミバエの再侵入に備え、トラップ調査、果実分解調査を実施している。

また、小笠原諸島では温暖な気候であること、また、近年の物流の活性化により、これまで島には生息が確認されていなかった新たな病虫害が発見されており、それらについての生態調査や防除方法の研究も行っている。

さらに特殊病虫害であるアフリカマイマイについては、生息密度調査等を行うとともに、物理的防除方法や各種防除薬剤の比較検討等、総合的防除方法の実証実験を実施している。

2 事業主体：東京都



1 事業概要

亜熱帯気候に属する小笠原諸島では、病虫害による農作物被害が周年発生するとともに本土では例のない病虫害が発生することも多く、また、国境離島であり汚染地域の船舶が寄港する可能性があることから、これまで農業センターにおいては、病虫害の被害が疑われる検体を調査・診断し、被害の拡大や他地域への伝搬の防止、被害による損失の低減など、農業振興に大きく寄与してきた。

しかし、昭和61年に建設されてから30年以上経過した農業センターの病虫害実験棟については、著しい老朽化によって施設の安全性の確保及び世界保健機構が制定した指針の遵守ができない状況となり、一部機能が制限されている状況にあることから、現在、小笠原諸島は、一時的に病虫害が蔓延するリスクが高まった状況となっている。

このため、病虫害実験棟を早期に建て替えることとし、令和2年度は、解体・改築工事を実施した。

2 事業主体：東京都

病虫害実験棟の建替え

農業センターの役割

- ◆病虫害試験の実施と農家への技術普及
- ◆病虫害の防除
- ・小笠原の農業振興には病虫害対策が不可欠
- ・小笠原で唯一の病虫害防除対策施設

病虫害実験棟の現状

- ◆建物の老朽化が著しく、安全性が確保できず、必要な水準も満たさなため、一部機能が制限
- ◆新たな病虫害の蔓延リスク、技術開発の遅延

建替えの検討

- ◆改修は技術的に不可能
- ◆複数の建替えパターンを比較検討し、費用対効果を最大化
- ◆病虫害を取り巻く状況の変化、技術向上による実験手法の変化を踏まえ、内容を精査

農業センター配置図



○老朽化の状況 (H27.2老朽度調査、H29.3再調査)



(5) 他産業との連携

小笠原諸島における主要な産業である水産業と農業に関する振興の拠点として、水産センター及び亜熱帯農業センターを開設している。

水産センターは、調査・試験の研究成果を展示する施設として一部を一般公開しており、小笠原諸島の漁業、海洋生物を知ることができる観光施設としても活用されている。亜熱帯農業センターにおいても、小笠原諸島の農業と貴重な固有植物への理解・教育の場として活用されているほか、オガサワラオオコウモリのナイトツアーなど、観光資源としても重要な役割を果たしている。

<令和2年度の主な取組>

- 水産センターの飼育観察棟で島民及び観光客向けに水槽の展示を行うとともに、島内外の小中高校生の実習・見学等を受入【都】
- 亜熱帯農業センターでは、特産熱帯果樹や試験成果についての紹介パネルを作成して展示温室に展示し、農業について学ぶ場を提供【都】

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

小笠原諸島での主要な産業の一つである農業においては、小笠原村農業経営改善計画認定審査会の認定制度の活用による認定農業者の育成や、意欲ある新規就農者の確保に努めている。

また、漁業においては、漁業協同組合が自ら意欲のある人材の育成に努め、漁業の後継者の確保に努めている。

<令和2年度の主な取組>

- 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金（離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援）【国】
- 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地（露地ほ場、鉄骨ハウス）、蝙蝠谷農業団地（耐風強化型ハウス）を有償で提供【村】（再掲）
- 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】（再掲）
- 亜熱帯農業センター（父島）では、パッションフルーツ高温障害防止対策試験や追肥方法の検討、施設栽培におけるレモンの着色不良果の発生抑制試験を実施。研究成果を生産者に還元し、安定生産を支援【都】（再掲）
- 営農研修所（母島）では、マンゴーやカンキツ類の接ぎ木や取り木などの技術指導や農業経営に関する研修、巡回指導、特産作物の実証展示を実施【都】（再掲）
- 意欲が高く就農間もない農業者に対して資金を交付（就農から最長5年間、年間最大150万円）（農業人材力強化総合支援事業費補助金）【国・村】（再掲）

5 住宅及び生活環境の整備

(1) 住宅

父島・母島には、小笠原住宅を含む公的住宅のほか個人住宅、民間共同住宅、宿舍等がある。小笠原住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島の促進並びに小笠原諸島の住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、昭和 44 年度から平成 18 年度にかけて、東京都が国の補助を受けて建設してきており、全世帯数の約 3 割を占めている。

また、外来種のイエシロアリにより住宅等への被害が甚大となっており、父島及び母島それぞれの実情に応じた対策を実施している。

<令和 2 年度の主な取組>

- 母島沖村アパート及び父島清瀬アパートについて、建替えのための基本設計等を実施【都】
- 小笠原住宅の今後の在り方や都と村の担う役割における基本的事項を定めた「覚書」を締結【都・村】
- 簡易耐火造の父島清瀬アパート及び母島沖村アパート建替えに向けて、「新しい小笠原住宅の整備に関する村民説明会」を実施【都・村】
- 小笠原住宅の老朽化に伴う建替えに向けて、移管を前提とした今後のあり方について引き続き協議を実施【都・村】
- 持ち家政策としての分譲事業を推進すべく、分譲候補地の選定、土地所有者との売買交渉等を実施【村】
- 外来種のイエシロアリ防除対策について、母島北部で状況の悪化が見受けられることから、母島に重点を置き、シロアリの南下を阻止するためモニタリング調査等を含む根絶対策を実施。父島では人とシロアリの住み分け方針に基づき、調査駆除を実施【村】

(2) 簡易水道

水道については、復帰当初から集中的に生活基盤施設として整備が進められ、父島・母島ともに簡易水道事業により給水しており、浄水場や管路の老朽化に伴う更新工事や濁水対策を推進している。

<令和 2 年度の主な取組>

- 父島（清瀬・夜明）の老朽水道管の取替を実施【村】[振興開発補助金]（図 9）
- 母島の沖村浄水場の建替えについて、取水排水棟の建設準備とプラント設備の設置を実施【村】[振興開発補助金]（図 9）
- 頻発している濁水の対策を講じるため父島・母島のダム貯水量の増と改修を目的とした現況調査を実施。【村】[振興開発補助金]（図 9）
- 計画的な水道施設整備及び維持管理を行うための小笠原村への指導・助言を実施【都】

1 事業概要

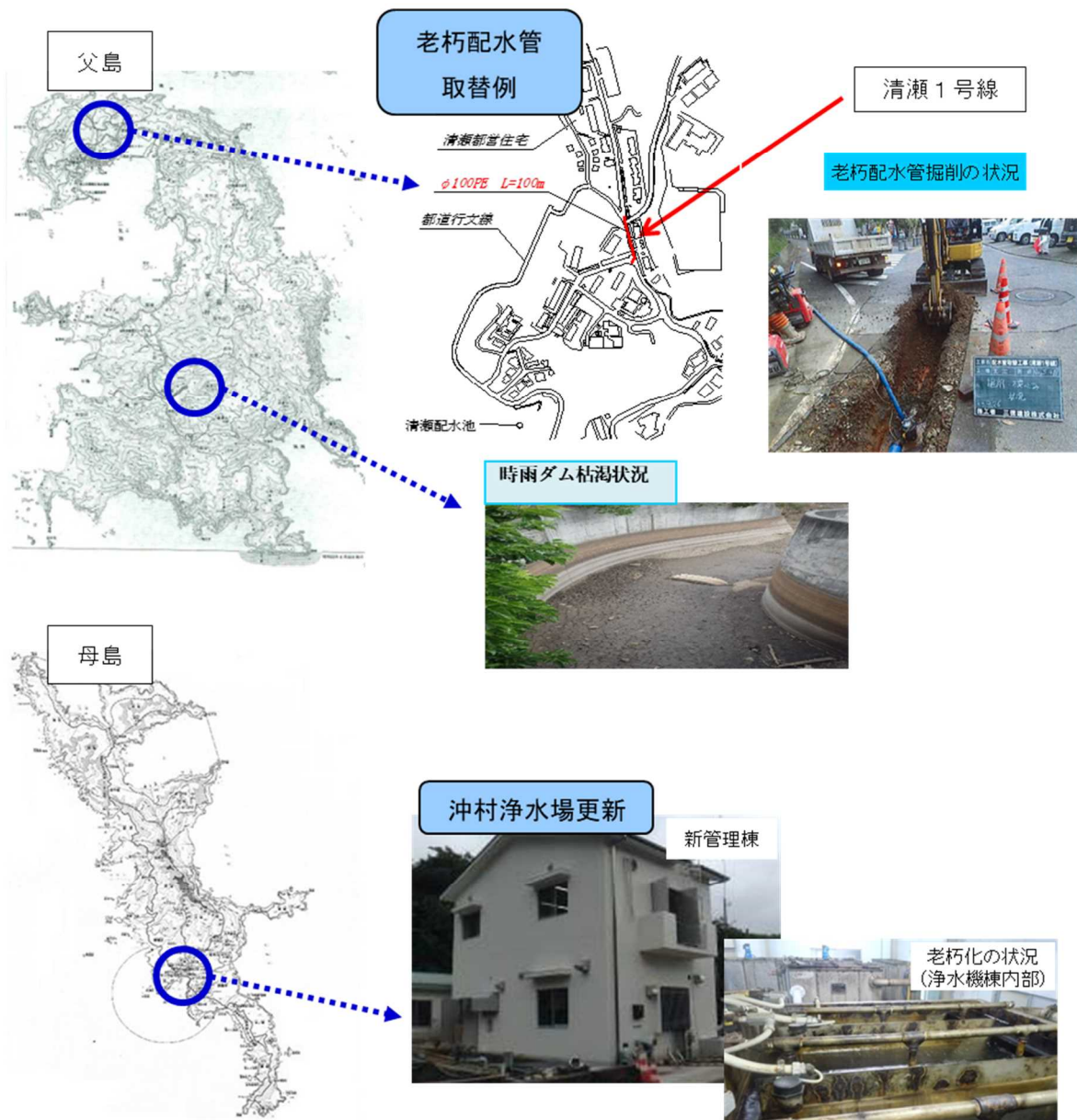
簡易水道事業は、村民の安心・快適な生活環境の実現に向け、原水の確保、浄水場施設の整備・運営、老朽管取替、管口径の増補及び管網の整備を行い、清浄で安定した水道水の供給に必要な事業を実施している。

母島の沖村浄水場は昭和48年に建設され、経年による施設の老朽化が著しいため、更新工事を実施し、島民・観光客等への安心・安全な水の安定供給を図ることとしている。

令和2年度は、父島では清瀬1号線と夜明線の老朽配水管の取替を行い、母島では取水排水棟の建設準備及び棟内の機械・電気の改良工事を実施した。

また、頻発している渇水に対し、早急に対策を講じるため、ダム貯水量の増量と改修を目的とした調査を実施した。

2 事業主体：小笠原村



(3) 生活排水処理

生活排水の処理については、父島では大村・清瀬・奥村地区、母島では元地地区を中心に集落内の地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備が進められてきた。コミュニティ・プラント整備区域以外においては、既存浄化槽の更新や新築住宅への合併処理浄化槽の設置を推進している。現在、小笠原村の水洗化率は100%となっている。

<令和2年度の主な取組>

- し尿処理において、安定的な放流水質を確保するため、父島マンホールポンプ所の改良、母島し尿処理場施設の改良（監視制御システム）を行うとともに父島のポンプ場改良詳細設計を実施【村】[振興開発補助金]（図10）

1 事業概要

小笠原諸島の世界的に貴重で豊かな自然環境を守るため、中心市街地はコミュニティプラント整備区域とし、それ以外は合併浄化槽整備区域として効率的・効果的に、水質汚濁防止を図っている。これらの事業により、希少種・固有種が多く生息する小笠原諸島の自然環境保護に寄与している。

小笠原村のし尿処理施設は、父島が昭和48年、母島が昭和55年に稼働を開始しており、老朽化対策が課題となっている。

令和2年度は、父島においてマンホールポンプ所の改良及び中継ポンプ場の改良に向けた基本設計、母島においてし尿処理場施設の改良（監視制御システム改良）を実施した。

2 事業主体：小笠原村



■設備の更新イメージ(マンホールポンプ所)



整備前



整備後

■老朽化の状況(中継ポンプ場)



(4) ごみ処理

ごみ処理については、父島にクリーンセンター（焼却施設）、母島にリレーセンター（中継施設）を整備し、焼却残さは、父島の管理型処分場で埋立て処分を行っている。

また、島しょ部ならではの不利性を抱えながらも、資源物は分別収集を行い、島外のリサイクル業者へ搬出してごみの減量化や資源の有効活用を行っている。

<令和2年度の主な取組>

- 単純焼却量・埋立量削減のため、リサイクル率の向上に向けた、住民の意識啓発やごみの減量化・資源の有効活用を実施【村】
- 焼却炉の年次精密点検・定期補修を実施し、予防保守による延命を実施【村】

6 保健衛生の向上

住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、疾病予防等の保健衛生事業を総合的に進めている。

また、小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている。

<令和2年度の主な取組>

- 安定的な保健活動の継続に向け、「島しょ保健所・町村合同保健師業務連絡会」をWebで開催【都】
- 保健師の定着を目的として、看護学科准教授によるリモート研修（Web）を実施【都】
- 特定健診の対象にならない30歳代の若年層への健康診査の実施や本土からの検診班の招へいによる、受診機会の確保【都・村】
- 村や診療所の広報誌などにより、事業者・住民に対し健康診査を広報し、受診状況の維持に努め、健康増進の意識向上を推進【都・村】

7 医療の確保

父島と母島にそれぞれ中心となる医療機関として、村立の診療所が開設されており、住民の一次医療機関としての役割のほか、小笠原諸島周辺海域を航行する船舶等の救急患者にも対応している。

＜令和2年度の主な取組＞

- 自治医科大卒業医師の派遣や代診医派遣等による医師等の確保に対する支援、専門医療の確保に対する支援等、各種補助事業を実施【都】
- 小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営、医療機材整備等の実施による一定の医療水準の確保【村】〔振興開発補助金〕(図11)
- 自衛隊の救難飛行艇等により救急患者を本土の病院へ搬送。また、自衛隊機に搭載する現場携行用医療資器材を更新し、自衛隊等の協力の下、救急患者搬送体制の維持・確保を推進【都・村】
- 画像電送システムを活用し、島しょ地域、都庁及び都立広尾病院をインターネット回線で結び、東京都へき地医療連絡会での症例検討や各種研修を実施【都】
- 母島への出張リハビリサービスの提供を継続実施【村】
- 都立広尾病院、台東区立台東病院、小笠原村立診療所との3機関において締結した「入退院医療連携協力に関する覚書」に基づき、救急搬送された村民の療養期・回復期における内地医療機関の円滑な入退院の受入れ体制及び帰島の支援体制を継続【都・村】
- 内地受入医療機関と介護員の相互派遣研修を実施し、連携を強化【村】
- 母親と子供の健康保持と増進をはかる母子保健の向上に向け、妊娠及び出産にかかる費用の一部支援を実施。また、内地分娩施設である東京北医療センター（宿泊施設及び保育所を含む）と連携し、母子、家族を支援【村】
- 本土医療受診費用等に伴う、住民負担の軽減を引き続き実施【村】
- へき地保健医療対策費により、小笠原村母島診療所に対し運営費の補助を実施【国】
- 医療施設等設備整備費により、小笠原村診療所及び小笠原村母島診療所に対し医療機器購入の補助を実施【国】
- 分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費に対する特別交付税措置【国】

(参考) 救急搬送実績

年度	年間搬送実績				島別内訳				
	件数	人数	病院収容までの平均所要時間	(内)	父島		母島		硫黄島他 件数 (夜間)
				夜間 件数	件数	(夜間)	件数	(夜間)	
H28	21	23	10時間24分	(8)	15	(5)	5	(3)	1
H29	25	28	8時間45分	(12)	19	(10)	4	(1)	2(1)
H30	24	28	9時間18分	(13)	12	(8)	9	(5)	3
R1	23	23	9時間20分	(9)	16	(7)	5	(2)	2
R2	18	20	10時間14分	(6)	11	(4)	4	(0)	3(2)

出典：小笠原村の医療（小笠原村）

1 事業概要

小笠原諸島は、本土から約1,000km離れた外海の離島であるとともに、航空路が未開設であり、総合病院のある本土まで定期船で24時間も長時間を要することから、医療の面では事実上、他の地域から孤立した状態にある。

このような状況の下、小笠原村では、島民、観光客、日本の南方海域を航行する船舶船員等が受診できるよう、父島及び母島に診療所を設置し、医師や必要な機材等を確保して一定の医療水準の維持に努めているが、診療所の運営については、国及び東京都の支援なしでは困難な状況である。

そのため、診療所の管理運営に係る経費(人件費や医療機材整備費等)に対して支援を行った。

2 事業主体 : 小笠原村



診療所概要

名称	父島	母島
	小笠原村診療所	小笠原村母島診療所
施設	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 2,268.96㎡ 診察室 3室 (医科2、歯科1) 病床数 9室9床	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 743.3㎡ 診察室 2室 (医科、歯科各1室) 病床数 2室4床
スタッフ	[医科]医師 3名 (内、都派遣医師2名) 看護師 9名、助産師 1名 薬剤師 1名、X線技師 1名 理学療法士 1名 臨床検査技師 1名 栄養士 1名、調理師 3名 [歯科]医師、技工士、衛生士 各1名 [事務]課長以下4名 [その他]併任職員 (都保健所) ⇒X線技師	[医科]医師 1名 (都派遣医師) 看護師 2名 助産師 1名 [歯科]医師、衛生士 各1名 [事務]常駐職員なし (非常勤職員が対応) ⇒役場母島支所職員が応援
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、歯科	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、歯科
診療実績 (令和2年度)	[医科] 年間外来患者数 8,525人 1日平均患者数 35.1人 (外来243日) 年間入院患者数 58人 年間入院実日数 128日 [歯科] 年間外来患者数 1,357人 1日平均患者数 5.6人 (外来243日)	[医科] 年間外来患者数 2,508人 1日平均患者数 10.3人 (外来243日) 年間入院患者数 5人 年間入院実日数 7日 [歯科] 年間外来患者数 1,531人 1日平均患者数 6.3人 (外来243日)

8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 高齢者・障害者福祉

小笠原村の高齢化率は約 16%と全国（約 29%）や東京都全域（約 23%）と比べると低いものの（令和 3 年 1 月 1 日現在）、高齢者の数は年々増加している。高齢者福祉においては、在宅での福祉サービスを中心に施策を展開している。

<令和 2 年度の主な取組>

- 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置【国】
- 離島等サービス確保対策検討委員会を開催【都】
- 都全域における介護人材の確保及び資質向上を図るため、介護人材向けの研修を実施【都】
- 離島等地域における、地域外からの人材確保や資質向上に取り組む町村を支援【都】
- 島しょ地域等の医療従事者等に対し、認知症医療に関する専門的な助言等を行う島しょ地域等認知症医療サポート事業を実施【都】
- 島しょ地域の医療従事者、介護従事者、行政職員及び地域住民等に対し、各島の地域特性に応じた研修等を行う島しょ地域の認知症対応力向上研修を実施【都】
- 地域ケア会議の開催【村】
- 認知症初期集中支援チーム事前会議を開催（WEB 会議）【村】

(2) 児童福祉

父島・母島ともに保育施設が整備されており、待機児童はほぼ発生していない。また、幼児の多い父島では、行政による保育サービスのほか、社会福祉協議会による 3 歳児・4 歳児を対象とした保育サークル活動や学童保育に取り組んでいる。

<令和 2 年度の主な取組>

- 母島村民会館及び母島保育園の建替えについて、斜面对策・敷地造成、建築に向けた建物基本設計を実施【村】 [振興開発補助金] (図 12)
- 子供家庭支援センターの運営経費等について、包括補助により支援【都】
- 東京都児童相談センターの専門家が巡回相談で来島した際に、虐待を受けている児童等に係る情報共有と適切な連携を図る場である「要保護児童地域連絡協議会」を開催【村】

母島保育施設の建替

図12

1 事業概要

全国的に少子化が進む一方で、小笠原村では出生率が高い水準で推移している。また、子育て支援に対するニーズは多様化・増大化しており、きめ細かい保育サービスの提供が求められている。

現在の保育園は母島が昭和49年度、父島が昭和52年度に完成後、40年以上が経過しており、経年劣化が著しく、施設の老朽化に起因する停電が発生するなど、園の運営に支障をきたしている。

このため、老朽化した保育園（父島、母島）の建替えにあわせて、総合的な子育てサービスを提供するための拠点施設として整備する。

この際、母島保育園については、津波浸水予測地域にあるため、津波災害を避けるために母島村民会館とあわせて高台移転を行うこととしている。

令和2年度は母島保育園移転予定地の斜面对策工事・敷地造成、建築に向けた建物基本設計を実施した。

2 事業主体：小笠原村



(3) 地域福祉

父島では地域福祉センター、母島では村民会館を整備してきており、それぞれ地域における福祉活動の拠点として利用されている。

父島・母島とも、施設内に地域福祉の担い手である社会福祉協議会の事務局を配置し、ボランティア活動、福祉の普及啓発、コミュニティ活動等、地域福祉活動を行っている。

<令和2年度の主な取組>

- 母島村民会館及び母島保育園の建替えについて、斜面对策・敷地造成、建築に向けた建物基本設計を実施【村】〔振興開発補助金〕（再掲）

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

(1) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月に世界自然遺産に登録される前から、豊かで貴重な自然環境の保全のため、行政機関・関係団体等による自主ルールへの運用や、南島及び母島石門一帯における東京都版エコツーリズムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護の取組を推進している。

また、国、東京都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等の連携により、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行った結果、平成 26 年 5 月には、聳島列島において戦後初めてアホウドリが繁殖するなど、一定の成果がみられる。

一方で、グリーンアノールなどの外来種等が原因で、生息数、生息域等が縮小した種もあり、関係機関・団体が連携し、自然環境の保全・再生に係る事業を継続して実施している。

<令和 2 年度の主な取組>

- 父島においてノヤギの駆除を実施【都】[振興開発補助金]
- ノヤギの駆除が完了した聳島列島、兄島、弟島における植生回復事業、希少種保全のため鳥類等の調査を継続的に実施【都】[振興開発補助金]
- 世界遺産委員会からの要請事項である外来種対策として、関係機関と連携を図りながら、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村による小笠原生態系保全アクションプランに基づく役割分担により、外来植物等の排除を実施【都・村】[振興開発補助金]
- 小笠原世界遺産センター動物対処室において、希少野生動物の保護や愛玩動物の適正飼養の推進による新たな外来種の侵入・拡散リスクの低減に関する事業を推進【村】
- 南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムとして、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等を実施し、実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】[振興開発補助金]
- 遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業（世界自然遺産地域における科学的知見に基づいた順応的保全管理の実施）【国】
 - ・陸産貝類の保全、グリーンアノール対策等に関するワーキンググループ等にて、効果的な対策の検討を行い、保全管理を実施。
 - ・世界遺産登録、外来種対策等状況の変化及び新たな知見を踏まえ平成 30 年 3 月に改定した「世界自然遺産小笠原諸島管理計画」を運用している。
 - ・世界遺産の管理及び情報発信の拠点となる小笠原世界遺産センターを活用している。

(2) 自然公園

小笠原諸島は、優れた自然の景観と特異な生態系を持ち、集落地域、農業地域以外の大部分が国立公園に指定されている。小笠原国立公園においては、公園計画に基づき、次の2点に重点を置き整備を進めている。

- ① 小笠原諸島の優れた自然景観を保全し、固有動植物の保全を図るなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図る。
- ② 老朽化した施設の適正な更新を行うことで、観光客を含めた利便性の向上及び安全の確保を図る。

<令和2年度の主な取組>

- 老朽化や降雨による洗掘で歩きにくくなった歩道を改修し、安全・快適性を確保【都】〔振興開発補助金〕(図13)
- 国立・国定公園の海域適正管理強化事業（ウミガメや海鳥の繁殖地等における海岸ゴミ清掃、海域公園地区における水温計測等）【国】
- グリーンアノール対策事業による小笠原国立公園父島列島グリーンアノール重点防除業務の継続等【国】

(3) 都市公園

都市公園（大神山公園（父島））の整備に当たっては、住民の憩いの広場として、更には観光客の利用拠点としての場を提供していくよう、ビジターセンター（自然公園施設）で大神山公園の自然環境情報や案内図等を紹介してビジターセンターと大神山公園の相互利用を促進するなど、自然公園との連携を図りながら進めている。

<令和2年度の主な取組>

- 大神山地区において、在来植物の保全、小笠原固有の自然環境の観賞や来園者の利便性・安全性の向上を目的とした施設整備・改修を実施し、園地整備及び急傾斜地の整備を実施【都】〔振興開発補助金〕(図14)

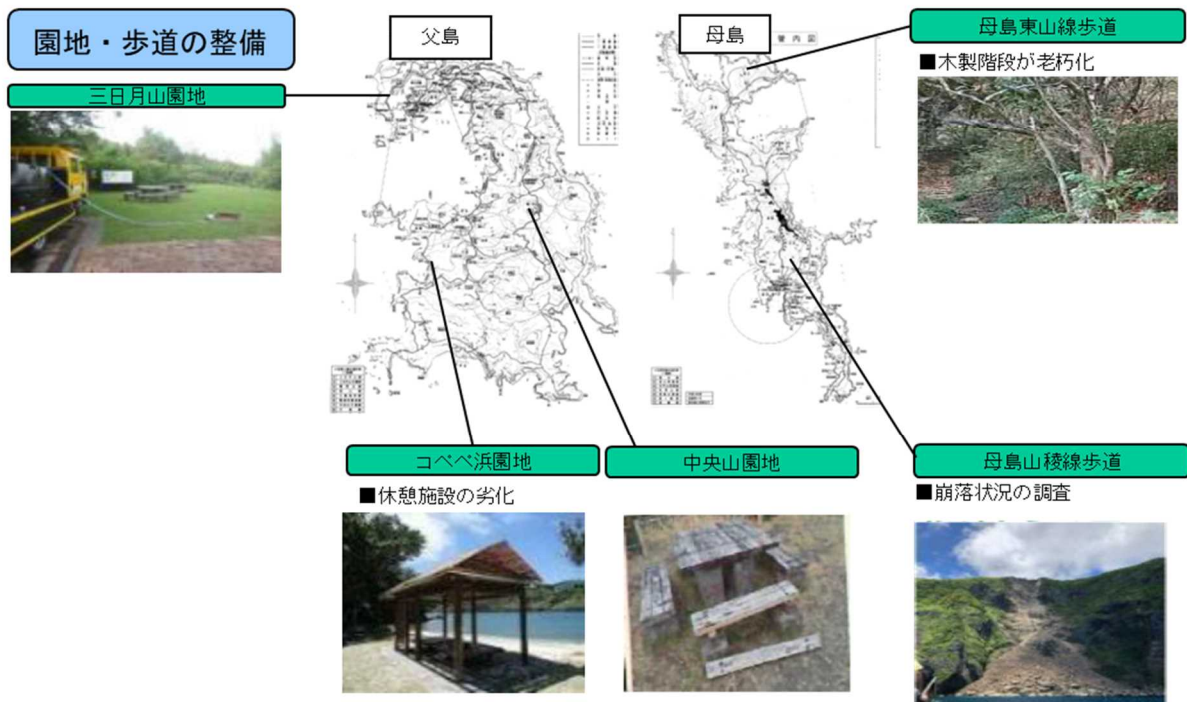
1 事業概要

ほぼ全島が国立公園に指定されている小笠原諸島においては、自然を適切に利用した園地、歩道等の整備を推進するとともに、同諸島の優れた自然を次の世代に残すため、植生の回復事業等を行ってきた。

自然公園の諸施設は、海に隣接して整備されているため、過酷な自然条件にさらされており、利用者に危険な状態が散見され、園地、歩道等の改修が必要となっている。

令和2年度は、父島でコペペ浜園地及び三日月山園地の整備工事並びに中央山園地の改修設計を行った。母島では東山線の改修設計及び山稜線歩道の調査を行った。

2 事業主体：東京都



1 事業概要

大神山公園は、丘陵地部の大神山地区と海浜部の大村中央地区からなる小笠原諸島唯一の都市公園であり、昭和53年から整備を開始し、昭和56年に開園した。

大神山公園内では小笠原に成育する固有種等が観察でき、島民だけでなく多くの来島者が訪れる観光名所となっている。しかし、開園後40年が経過し、経年による劣化、絶えず吹き付ける潮風や強い日照による劣化など老朽化した施設の改修をはじめ、斜面地の風化した地盤からの園内施設への落石防止など、公園利用者への安全対策及び利便性の向上が必要となっている。

このため、令和2年度においては、園路、休憩施設、出入口等を改修する園地整備と、急傾斜地への落石防止措置等を実施した。

2 事業主体：東京都



園地整備



園地の老朽化（大神山）



園地の老朽化（大村中央）



出入口の老朽化

■園路・休憩施設等の安全性に問題のある施設の改修や老朽化した施設の更新を行い、公園利用者の安全確保を図る。

急傾斜地整備

■急傾斜地での落石防止措置を講じ、公園利用者の安全確保を図る。



急傾斜地の落石危険箇所



落石防護網の設置や落石の除去

(4) 海岸漂着物対策

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、東京都では、海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画（小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画）を平成 25 年 7 月に策定し、海岸漂着物の回収・処理を行っている。

<令和 2 年度の主な取組>

- 都、村等が事業主体となり、海岸漂着物約 15 t を回収・処理（海岸漂着物等地域対策推進事業）【国・都・村】

(5) 公害の防止

小笠原諸島における公共事業が自然環境や景観などに与える影響を極力低減することを目的に、都では「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」等を定めている。

また、環境関連法や環境確保条例に基づく規制指導が実施されている。

<令和 2 年度の主な取組>

- 工場の設置認可等及び指定作業場の設置等に係る事務処理時に、各種環境法及び環境確保条例に基づく指導助言及び書類審査等を実施【都】

10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給

小笠原村では父島・母島ともに、主に電力事業者による内燃力発電により電力が供給されているほか、村施設や小・中学校の公共施設等への太陽光発電設備の導入を進めている。

＜令和2年度の主な取組＞

- 島内におけるプロパンガスの価格及び供給の安定のため、プロパンガスの運搬に要する費用に対する補助を継続【都】
- 導入済みの太陽光発電設備の運用状況や村有施設における省エネの実施状況調査に基づき、防災拠点施設の太陽光パネル・蓄電池設備の改善に向けた調整を実施【村】
- ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、東京都、小笠原村及び東京電力パワーグリッド株式会社の三者で、母島において1年間のうちの半年程度、太陽光発電のみで電力供給を行うことを目標とした実証事業（母島再生可能エネルギー100%電力供給実証事業）に関する協定を締結し、調査等を継続【都・村】
- 本土と比較して割高となっている離島へのガソリンの輸送費等について、追加的に生ずる流通コスト相当分を補助することで、ガソリン小売価格の低廉化を支援（離島のガソリン流通コスト対策事業）【国】

（参考）小笠原村の太陽光発電設備設置箇所

太陽光発電設置場所	発電容量(kw)
小笠原村診療所	50.0
地域福祉センター	10.0
小笠原村情報センター	5.5
都立小笠原高校	20.0
奥村交流センター	20.0
母島小中学校	50.0
母島長浜トンネル（独立）	5.0
母島ソーラーポンプ場（独立）	32.0
扇浦新浄水場	22.0
扇浦交流センター	10.2
小笠原世界遺産センター	5.5
合計（kW）	230.2

11 防災及び国土保全に係る施設の整備

(1) 防災対策

小笠原諸島は、台風、大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、これまでも昭和 35 年のチリ地震による津波や昭和 58 年の台風 17 号により、大きな被害を受けている。

近年では、平成 12 年及び平成 22 年に、小笠原諸島近海を震源とする震度 4、マグニチュード 7 を超える近地地震による津波、また、平成 23 年には東日本大震災に伴う津波が発生したこと等により、住民の防災意識は高まっている。

現在、南海トラフ地震等による大規模津波の襲来が、小笠原諸島にも想定されており、国や東京都による被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されている。

また、土砂災害については、小笠原村において平成 30 年度に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。

<令和 2 年度の主な取組>

- 「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」において、南海トラフ地震防災対策の推進・津波防災地域づくり法についての取組や都における支援、スケジュール等についての説明及び情報共有を実施【都】
- 災害備蓄用の食料・飲料水 7 日分を目安に、村民に対して一層の家庭備蓄の推進を広報【村】
- 災害時における避難行動要支援者リストを作成し、防災部門・消防団・福祉部門で情報共有【村】

(2) 国土保全対策

小笠原諸島は台風の常襲地帯であり、土砂災害から住民や観光客の生命と財産を守るため、砂防、地すべり対策を実施している。

<令和 2 年度の主な取組>

- ハツ瀬川上流三支川（父島）において、堰堤工（1 基）の一部を整備【都】[振興開発補助金]
- 土砂災害ハザードマップの各戸配布及び土砂災害警戒区域等を明示した看板の設置により、住民周知を推進【村】

12 教育及び文化の振興

(1) 教育

小・中学校は父島・母島にそれぞれ設置され、高等学校については、都立小笠原高校が父島に設置されており、校舎をはじめ体育館、プール、屋外運動場等の学校施設が整備されている。学校教育の場であることはもとより、住民のスポーツ・文化などの社会教育の場として、寄与してきた。

＜令和2年度の主な取組＞

- 父島の小笠原小中学校の建替えに関して、現状把握や課題の分析、設計規模等の検討を行い、基本設計を実施【村】〔振興開発補助金〕（図15）
- 全ての小・中学校、高等学校を対象に島しょ教育研修を実施し、指導主事を派遣したほか、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修の実施等により、人材育成のための支援体制の充実に向けた取組を実施【都】
- 都立小笠原高校における指導の充実のため、加配教員を1人配置【都】
- 高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都に対する補助（離島高校生修学支援事業）【国】

（参考）小笠原村の教育施設

施設	教室数	校舎		校地面積 m ²	体育館 m ²	プール
		面積 m ²	構造			
小笠原小学校	普通8 特別3	1,561	鉄筋コンクリート	13,394	796	小笠原中と共用
小笠原中学校	普通3 特別7	1,229	鉄筋コンクリート	4,325	小笠原小と共用	25×11m
母島小中学校	普通7 特別10	2,395	鉄筋コンクリート	10,434	784	25×11m
小笠原高等学校	-	2,864	鉄筋コンクリート	36,218	2,389	-

出典：管内概要（東京都）

（参考）児童・生徒、学級数

児童・生徒、学級数

年度	小笠原小学校		母島小学校		小笠原中学校		母島中学校		小笠原高等学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
H27	130	6	33	5	52	3	12	3	46	3
H28	138	6	34	6	55	3	8	3	43	3
H29	160	6	31	6	53	3	11	3	45	3
H30	168	6	27	5	55	3	8	3	48	3
R1	170	6	28	5	57	3	11	3	48	3
R2	150	6	31	5	67	3	10	3	47	3

出典：東京都公立学校一覧（東京都）

※各年度5月1日現在

(参考) 教職員数

教職員数

年度	小笠原小学校	母島小学校	小笠原中学校	母島中学校	小笠原高等学校
H27	13	11	17	12	20
H28	14	12	17	12	20
H29	14	12	17	11	20
H30	16	12	15	12	20
R1	16	14	15	12	20
R2	16	12	18	12	20

出典:東京都公立学校一覧(東京都)

※ 各年度5月1日現在

1 事業概要

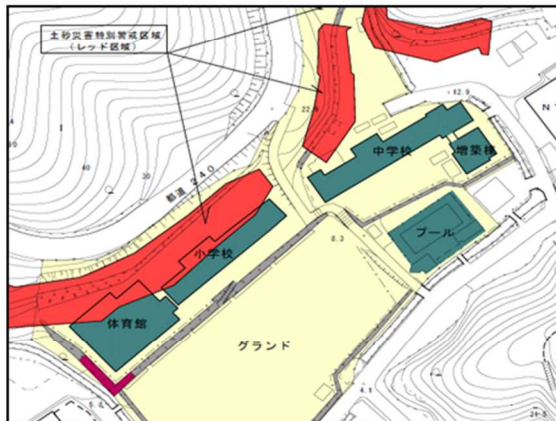
現在の父島の小中学校は、昭和47年に中学校、48年に小学校が整備され築後45年以上が経過し、塩害や台風被害、紫外線等により老朽化が進んでいる。また、小笠原小学校の普通教室の面積は53.6㎡と、一般的な教室（63～74㎡）に比べ非常に狭く、小笠原中学校では、教室数が不足している。小中学校ともに空き教室がないため、多子化が進んでいる小笠原において、将来想定される1学年複数学級や、IT教育、特別支援教育、習熟度別学習といった新たな教育にも対応が困難であり、段差等によりバリアフリーの対応も困難な状況にある。

これらの課題を解消するため、小笠原小学校・小笠原中学校の校舎、両校共用の屋内運動場（体育館）・屋外プールを改築する。

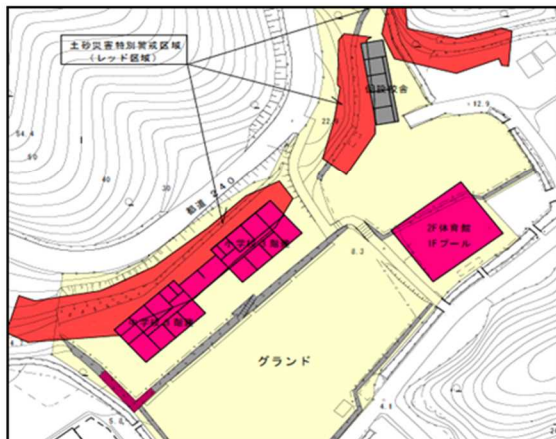
令和2年度は、基本設計を実施した。

2 事業主体：小笠原村

イメージ図



<改築前>



<改築後>

雨漏りの様子



体育館



音楽室（小学校：増築分）

教室の様子



第5学年教室

(2) 文化・スポーツ

小笠原諸島には世界的にも貴重な動植物や地域性豊かな歴史・文化があり、特別天然記念物のメグロをはじめ、学術上貴重な文化財が数多く存在しており、世界自然遺産登録を契機に、世界中から小笠原諸島特有の歴史及び文化への興味が高まっている。

こうした文化財の適切な保護・活用を図るため、小笠原村文化財保護審議会が設置されているほか、都では小笠原諸島に存する有形・無形の文化財の保存伝承及びその活用に関する指導・助言を行っている。

また、南洋踊りや小笠原の民謡など小笠原諸島特有の文化については、学校教育や地域でのイベントなど様々な場面で取り入れられているほか、島内で開催する住民向けのスポーツ大会への支援などを行っている。

<令和2年度の主な取組>

- 小笠原村から実施の希望があったクラシック音楽の演奏会については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止【都】
- 天然記念物オガサワラオオコウモリによる農産物等への食害対策を行う村への補助を実施(文化財保存事業費関係国庫補助金・東京都文化財保存事業費補助金)【国】
- 文化財保護及び活用を検討するため、文化財保護審議会(書面)を開催【村】
- 父島・母島両島民が参加する「父母交流スポーツ大会」を都民体育大会(島しょ大会)として実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止【都】
- 令和3年7月16日に小笠原村で聖火リレーを実施することを決定し、走行ルートやセレモニー会場、内容等を検討、それに伴う関係者調整を実施【都・村】

13 観光の開発

(1) 観光資源の開発と観光振興

小笠原諸島における観光にとっての最大の地域資源は、豊かで貴重な自然環境であることから、都や小笠原村では、エコツーリズムを基軸とした観光を推進している。

平成23年6月の世界自然遺産登録を受け、教育旅行及びシニア層の入り込みは一時的に大きく増加した後、一旦、落ち着きを取り戻し、現在は再び増加傾向にある。一方、外国人観光客については、世界自然遺産登録以降、微増傾向にある。

このような状況の中、小笠原諸島では、世界自然遺産としての貴重な自然環境の保全と観光利用の両立とを図る視点に立ち、国、東京都及び小笠原村が、魅力の発信と合わせた普及啓発活動を進めている。

また、遊歩道や遊歩道に隣接する管理道路、及び都市公園等の整備や維持管理により、観光客が自然を楽しむための環境整備が行われている。

<令和2年度の主な取組>

- 世界自然遺産地域における継続的な旅行者誘致を図るため、今後新たなターゲットとなる外国人旅行者の実態やニーズを調査・分析する各種調査を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止【都】[振興開発補助金]
- 観光客の満足度向上を図るため、コロナ禍ではあったが、5月・6月を除き、定期航路利用の来島者にアンケートを実施し、分析結果を観光諸団体に提供【村】
- 小笠原ファンの情報発信力を活用することを目的としたアンバサダー制度を継続して運用【村】
- 旧扇浦浄水場跡地に新たな休憩箇所として園地と管理通路を整備。来島者及び村民の利用を促進し、エコツーリズムの推進及び観光産業の振興を図った【村】[振興開発補助金] (図16)
- 滞在型観光の促進と新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」による小笠原旅行を促進することによりコロナ禍における観光振興を図った【村】[振興開発補助金]

1 概要

小笠原村では、主要産業の一つである観光産業の振興を図るため、エコツーリズムの実現に必要な自然観察フィールドや歴史・文化体験フィールドの整備を進めている。

令和2年度においては、平成22年度に整備した扇浦地区の自然観察フィールド及び歴史文化体験フィールドにアクセスするための管理通路や駐車場を整備。来島者及び村民の利用を促進し、エコツーリズムの推進及び観光産業の振興を図った。

2 事業主体：小笠原村

整備箇所



整備イメージ



(2) 観光業と他産業の連携強化

小笠原村では、観光の振興と第一次産業、第二次産業、第三次産業等の連携を促進し、各産業がさらに発展することが可能となるよう、観光産業を柱とした他産業との連携強化に向けた取組を行っている。

<令和2年度の主な取組>

- 小笠原諸島の関係機関（東京都産業労働局観光部、小笠原村産業観光課、小笠原村観光協会、母島観光協会、小笠原ホエールウォッチング協会、小笠原村観光局、小笠原海運）により月に一度会議を開催して、最新情報の共有、観光施策の連携、各種課題等の検討を実施【村】
- 観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を検討【村】

14 国内及び国外の地域との交流の促進

小笠原諸島は世界自然遺産登録を契機に、自然環境をはじめ、特異な歴史や独特の伝統・文化に対して国内外からの関心が高まっている。

近年では、修学旅行をはじめとした教育旅行等の積極的な誘致を図り、本土の小学校から大学に至るまで、多くの児童・生徒・学生が来島し、小笠原村の児童・生徒をはじめとする住民との交流を進めている。

<令和2年度の主な取組>

- 小笠原村観光局と連携し、教育旅行の新規校の誘致活動を実施。また、過去に教育旅行を実施していた学校に対しても再度、来島していただけるように誘致活動を実施【村】
- 八丈町による町民の小笠原親善訪問事業や南アルプス市との中学生親善交流事業等、友好市町村との交流はコロナ禍において中止【村】

15 振興開発に寄与する人材の確保及び育成

各産業分野において、本土からの専門家による講演会の実施や先進事例の視察等を通じて、人材の確保・育成を行っている。

<令和2年度の主な取組>

- 亜熱帯農業センターにおいて、基幹作物であるカンキツ類やマンゴーの接ぎ木講習会を開催。試験研究で得られた成果について、島内生産者部会での報告や巡回指導等により情報提供【都】
- 南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムとして、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等を実施し、実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】〔振興開発補助金〕（再掲）
- 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地（露地ほ場、鉄骨ハウス）、蝙蝠谷農業団地（耐風強化型ハウス）を有償で提供【村】（再掲）
- 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年度より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】（再掲）

16 振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保

振興開発の各施策を進めるに当たっては、それぞれの施策の内容に応じて、行政機関、住民、関係団体、NPO等と連携して協力を行っている。

<令和2年度の主な取組>

- 外来種対策事業等において村民や地元NPOとの協働による取組を実施。【村】

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

帰島を希望する旧島民を受け入れるための環境整備を図るとともに、硫黄島及び北硫黄島においては一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を行っていく。

<令和2年度の主な取組>

- 旧島民の帰島促進のため、「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策の実施【都】
- 父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施【都・村】